

藤枝市と静岡県立大学との包括連携に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡県立大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等を活用して幅広い分野で協力し、相互の発展並びに持続力ある地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) まちづくり、地域振興及び地域産業の活性化に関すること。
- (2) 健康、医療及び福祉の充実に関すること。
- (3) 教育、人材育成に関すること
- (4) 環境の保全と共生に関すること。
- (5) 危機管理及び地域防災力の向上に関すること。
- (6) 文化振興及び国際化に関すること。
- (7) 男女共同参画社会及び共生社会の形成に関すること。
- (8) I C T 活用、地域情報化の推進に関すること。
- (9) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

（情報交換及び協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく相互の連携及び協力の円滑な推進を図るため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成30年3月27日

（甲）藤枝市

市長 北村正平

（乙）静岡県立大学

学長 但馬亮